

あります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（綿貫民輔君） 御異議なしと認めます。
よつて、三二案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第四 地方自治法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○議長（綿貫民輔君） 日程第四、地方自治法の一
部を改三十の法律を議題一二三、四、五。

。十無九舞代呼烟已燭燭矣

君。

也。刀里行法。一那三教三才。去釋迦之教。同假三

〔本号末尾に掲載〕

○遠藤武彦君　ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理の委託に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

本案は、去る五月二十一日に本委員会に付託され、翌二十二日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十七日質疑を行い、樹屋

委員長から、同委員会における調査の中間報告をいたしたいとの申し出があります。これを許します。国会等の移転に関する特別委員長中井治君。

〔中井治君登壇〕

理事から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守新党の賛同を得て、三位一体改革に係る緊急発言がありました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

月、国会等の移転に関する調査を行うため設置されたものです。

まず、本委員会の設置に至る経緯について申し上げます。

実情や候補地等の状況、東京都との比較考量等について、国会等の移転に関する法律の理念にのつとり、幅広い検討を行ってきたところでありま

果、本案は賛成多数をもって原案のとるべきものと決しました。

○議長（綿貫民輔君） 採決いたします。
以上 御報生申し上げます。（拍手）

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

国会等の移転に関する特別委員長の同委員会
における調査の中間報告

○議長（綿貫民輔君） 国会等の移転に関する特別委員長から、同委員会における調査の中間報告をいたしたいとの申し出があります。これを許します。国会等の移転に関する特別委員長中井治君。

受けて、平成二年、衆参両院において「国会等の移転に関する決議」が行われ、本委員会の設置に至つたものであります。

国会等に「いでの国會等移転調査会辨生」をまとめ、内閣総理大臣に提出しました。

平成八年には、移転先候補地を選定するための国会等移転審議会の設置や移転に関する決定等について定めた同法律の改正を議員立法により行いました。

委員会におきましては、設置以来、昨日までで、委員会を百四十六回開催し、五十回、延べ九十五人の参考人からの賛否両論の意見聴取と質疑、八回の政府に対する質疑、四回の自由討議、一回の全委員からの発言、二回の海外派遣、七回の委員派遣及び八回の観察等を行い、国会等の移転の意義・効果、国民の合意形成、移転費用、社会経済情勢の変化、外国における首都機能移転の

この間、本委員会としては、参考人からの意見聴取・質疑を中心に検討を行いました。委員会における主な議論としては、
国会等の移転は、社会に広まっている閉塞感を一掃する大きな引き金となること、
国会等の移転は、行財政改革、規制緩和、地方分権、多極分散型国土形成の大きな動機づけとなること、

東京圏の地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服することが国会等の移転の重要な緊急を要する理由であること、

東京一極集中の弊害を除去するため国会等の移転が必要であること、

一括移転ではなく、分散型にすることにより、移転経費も安く、地方分権等にもつながる可能性があること、

国会等の移転によっても東京一極集中は解決せず、必要なのは多極分散型国土づくりの実現と中央集権的行政システムの改革であること

など、移転の意義・効果等に関する意見が多く見受けられたところであります。

この間、国会等移転審議会は、約三年間の検討を経て、平成十一年十一月、「移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。」「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しております、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。」との答申を行いました。

同答申を受け、委員会の理事懇談会において、栃木・福島地域、岐阜・愛知地域及び三重・畿央地域の三地域が候補地であることを確認し、その上で、三候補地から一ヵ所に絞り込むため、委員会はさまざまな角度から検討を行ってまいりました。

また、平成十二年五月には、本委員会において、二ヵ年を日程に三候補地を一ヵ所に絞り込む旨の「国会等の移転に関する決議」を行いました。

同決議を踏まえ、平成十三年には、国民への理解を深め、広く国民の意見を聞く一環として、本

委員会ホームページを開設するとともに、同ホームページの「意見募集」への応募者の中から八人を参考人として招致し、質疑を行っております。

また、東京都との比較考量の一環として、東京都等の視察を行うとともに、東京都知事及び三都府県の視察を行ったとともに、東京都知事及び三候補地関係知事を重ねて参考人として招致し、質疑を行いました。

この間、三候補地に再度委員派遣を行っております。

その後、平成十四年三月には、理事会協議に基づき、絞り込み作業を円滑に進めるため、各省庁に対し、国会等の移転の対象となる行政機関等に関する資料提出要求を行っております。

また、委員会決議を踏まえて、絞り込みの方法等について理事会で精力的に協議を重ねるとともに、五月三十一日の委員会では、全委員から、移転先候補地及び絞り込み方法等についての発言が行われました。その中では、圧倒的多数が移転を推進すべしとの意見を述べ、また、審議会の答申どおり実施すべきという強い意見も出されました。

結局、委員会として、意見を集約するに至りました。この状況を踏まえて、同年七月の理事会において、「委員会のあり方等についての要請に関する申合せ」を行いました。

こうした状況を踏まえて、同年七月の理事会に

新都市は、最先端の技術、システムを導入した環境共生都市、福祉型都市として構築し、国内、世界への波及を考えたモデル都市とすべきであること、

PFI、不動産証券化等の手法を活用して公的負担を軽減すべきであること、

過去十二年にわたる議論を通じ、一部会派及び委員会議録を御参照ください。

一部の委員には、移転に慎重な意見もありましたが、委員会の大半の意見は、終始一貫して、国会等の移転の意義・重要性を強く訴え、「移転を実現すべし」とするものであります。

国会等の移転問題は、衆参両院が軌を一にして超党派で取り組むべき課題であり、今後、本委員会の中間報告を踏まえつつ、両院の密接な連携のもとに、党派を超えて検討を進め、結論を得られるよう要請するものであります。

最後に、本特別委員会の委員各位の真摯な議論の積み重ねにより中間報告書の取りまとめができましたことに心から感謝申し上げますとともに、御意見をいたいたい参考人の方々や御協力をいただいた関係地方公共団体の皆様に対し、委員会を代表して、この機会に深く感謝を申し上げ、御報告いたします。(拍手)

前国会においては、理事会申合せに基づき、分

○議長（綿貫民輔君） 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時二十四分散会

画の報告書

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく平成十五年度において実施すべき防災に関する計

午後一時二十四分散会

画の報告書

○議長の報告

一、昨二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律
特殊開鑿用具の所持の禁止等に関する法律

一、昨二十八日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長

平成十五年五

內閣卷之六

私は、平成十五年五月二十九日(木)午後九時三十分羽田空港発、六月四日(水)午後四時四十分空港着の予定で、ロシア連邦、フランス共和国及びイスラム連邦訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領し
た。

災害対策基本法第九条第一項の規定に基づく防災に関するとった措置の概況の報告書

官 報 (号 外)

(議案撤回通知書受領)

一、去る二十七日、参議院から、次の議案は提出
者から撤回の申し出があり、委員会において、

これを許可した旨の通知書を受領した。
下請代金支払遲延等防止法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会、木俣佳丈君外三名提出參議院繼續審査)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書
は次のとおりである。

去る二十七日

地主駕における火災対策設備の現況に関する再質問主意書(長妻昭君提出)
りそなグループによる公的資金の注入申請に関する再質問主意書(長妻昭君提出)
生命保険の予定利率の破綻前引き下げに関する再質問主意書(長妻昭君提出)
一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は

官 報 (号 外)

（川田悦子君提出）
（答弁書受領）
一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員北川れん子君提出原子炉の健全性評
価尺度（維持基準）に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出地下駅における火災対
策設備の現況に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出りそなグループによる

書
衆議院議員長妻昭君提出生命保険の予定利率の
破綻前引き下げに関する質問に対する答弁書

平成十五年四月八日提出

質問 第四九号

原子炉の健全性評価尺度(維持基準)に関する質問主意書

提出者 北川れん子

原子炉の健全性評価尺度(維持基準)に関する質問主意書

昨年末の「電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部を改正する法律により、事業者が運転中の原子炉の健全性を評価する尺度(以下「維持基準」という。)を導入することになり、経済産業省原子力安全・保安院は本年三月二十五日、日本機械学会の「発電用原子力設備規格・維持規格二〇〇〇」(以下「維持規格二〇〇〇」という。)をこの維持基準として採用することが「技術的に妥当」とする技術評価書をまとめた。しかし、この維持規格二〇〇〇と発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(以下「耐震設計審査指針」という。)との間の整合性に疑問があり、新設原発と老朽原発とで満たすべき耐震基準が異なり、ダブルスタンダードになるおそれがある。また、検査精度や検査体制にも疑問がある故に、次の通り質問する。

一 維持基準と耐震設計審査指針との整合性について

(一) 経済産業大臣および経済産業省原子力安全・保安院は、導入される維持基準は「現

(二) 原子力安全・保安院はとりまとめた技術評価書を三月二十五日の総合資源エネルギー調査会原子力安全委員会で報告したが、この技術評価書をとりまとめに当たり、耐震設計審査指針の専門家として誰が議論に参加していたのか、耐震設計審査指針との整合性についてどのように検討したのか、明らかにされたい。また、原子力安全委員会との協議は、いつ、どこで、どのように行われ、どのような議論がなされたのか、とりわけ、原用力安全委員会原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会設置ワーキンググループの昨年十月二十二日の第四回会合で「耐震設計技術指針と維持基準の関係」が検討され、安全裕度(マージン)を大きくとるべきとの問題提起が行われており、この問題提起に関する具体的な検討はいつ、どこで行われ、どのような結論になったのか、明らかにされたい。

な安全性を有する応力を許容限界とする。」
とし、基準地震動S₂との組み合わせによつて「発生する応力に対し、構造物の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の機能に影響を及ぼすことがないこと。」と明記されている。ところが、維持規格二〇〇〇は「極限荷重評価法や破壊力学的評価法に基づく基準」であり、その許容状態は「評価期間末期において対象とする機器等に生じているき裂が、進展しても安全性を維持できる状態であり、その機器が健全性を維持できる許容状態。」と定義されている。つまり、き裂が進展すれば、材料の実断面積が減つて応力が高まる一方、材料の耐力が減るため、発生する応力がある値（流動応力）を超えると不安定破壊するが、維持基準では、応力がこの流動応力を超えて破壊されないこと、つまり、「破壊されなければならない」と判断しており、現行の耐震設計審査指針等とは異なる判断基準が用いられている。そのため、き裂によって断面積が減った状態で、基準地震動S₁との組み合わせに対し「原則として弾性状態にあるようにする」という許容限界を満たすようにはなっていないと考えられ、また、基準地震動S₂との組み合わせに対しても「過大な変形を起こして必要な機能が損なわれない」という許容限界を満たすことができないと考えられるが、どうか。

容基準との間にどのような整合性があるのか、具体的に明らかにされたい。

(四) 耐震設計審査指針と維持規格二〇〇〇の不整合を示す端的な一例をあげる。維持規格二〇〇〇における整理番号十三「容器の破壊評価とその許容基準」の根拠 3・2 には「許容状態Ⅲ A、Ⅳ A、Ⅲ A S およびⅣ A S の評価において適用する安全率は欠陥寸法(深さ)に関して「倍」としている。これは応力に関して $\sqrt{2}$ つまり「一・四一倍となり、構造基準の運転状態Ⅲ、Ⅳでの一次一般膜応力強さに対する終局応力の安全率である一・五(注3)とほぼ整合させている。」と記され、その注3で、「一次一般膜応力の許容基準は $2 / 3 S_u$ であり、 S_u は材料の引張強さを下回るよう設定された規格値であり、この許容基準は引張強さに対し $3 / 2 (= 1.5)$ 倍の安全率を持つよう定められている。」と記されている。しかし、耐震設計審査指針では一次一般膜応力の許容基準として $2 / 3 S_u$ と設計降伏点 S_y の小さい方を許容応力とすると明記されている。用いられる材料にもよるが、多くの場合には設計降伏点 S_y のほうが設計引張強さ S_u の $2 / 3$ の値より小さく、安全率としては一・五倍どころか、ステンレス鋼等では三倍以上に大きくならない場合もある。維持規格二〇〇〇に記載された「ほぼ整合させている」との評価はこの点で誤っており、耐震設計審査指針との整合性はないと考えられるがどうか。

また原子力安全・保安院は、耐震設計審査指針と維持規格二〇〇〇との整合性につ

いて、右の点を含めて、使用される材料の特性を考慮して、具体的に、どこを、どのようく検討し、どのような評価結果に基づいて整合性があると判断したのか、明らかにされたい。

(五) 耐震設計審査指針における基準地震動は、材料に欠陥のない場合を想定し、質点系のモデル化によって動的解析を行い、各機器等の固有周期に基づいて応答応力を評価している。維持規格二〇〇〇ではこうして得られた地震力を欠陥の生じた機器等にそのまま適用するだけである。ところが、機器に欠陥があると、機器の固有周期が長くなり、また、振動モードに変化が生じる。とくに、剛構造の原子力発電所では、材料のき裂や機器の支持具の緩み等に対する応答速度が増し、それがさらにき裂や支持具の緩みを進展させ、機器や支持具等の破断に至るおそれがある。この危険性は現行耐震設計審査指針における応答スペクトルの提唱者である大崎順彦氏が著書で警告している。耐震設計審査指針では基準地震動によって発生する応力に対して許容基準を満たすことが求められており、供用中の原子炉についてもこの応答応力を正確に求めが必要がある。しかし、機器等に欠陥等が入っている場合には、機器の応答応力を動的に厳密に評価する手法が現在存在しないと思われるが、それに相違ないか。

欠陥のない状態を想定して求めた、機器等に発生する応答応力がそのまま欠陥のある機器等に発生すると仮定することは地震震

動による応答応力を過小評価することになると思われるが、それに相違ないか。原子力安全・保安院ではき裂の有無が応答応力の評価結果にはほとんど影響しないと判断しているのであれば、そのように判断した実験データ等の根拠を明らかにされたい。

(一) 蒸気発生器細管等の過電流探傷検査装置では肉厚の二〇～四〇%以上のひび割れでなければ検出できず、抜管による破壊検査を行う以外にき裂の状態を正確に把握することは困難である。超音波探傷検査装置では溶接部や複雑な構造の部位および材料によつては、き裂か否かの判別およびその大きさの確定が困難である。強い放射線環境下にあるという原発特有の条件がひび割れの測定を一層困難にしている。これらの結果、検査技術者の経験と勘によって判断されるグレーゾーンが広く、き裂の大きさが過小評価される可能性がある。維持規格二〇〇〇ではき裂等の大きさが正確にわかることが前提であり、検査装置および検査方法を厳格に指定し、き裂等の大きさの計測精度を考慮した許容基準を具体的に定めておく必要がある。維持規格二〇〇〇にはそのような規定はないと思われるが、どうか。

(二) 東京電力が行っていたように、事業者内で書類に残らない検査ルールを作り、口述で引き継ぎ、一貫した不正を行えば、誰にも発見されないまま、ずさんな検査とすさまに「健全性評価」が事業者の中でもまかり通ることになる。このような不正を制度的にどのように防ぐのか、具体的に示されたい。電気事業者の抜本的な体質改善がない限り、電気事業者まかせの健全性評価基準を導入することは、検査体制の一層の骨抜

動による応答応力を過小評価することになると思われるが、それに相違ないか。原子力安全・保安院ではき裂の有無が応答応力の評価結果にはほとんど影響しないと判断しているのであれば、そのように判断した実験データ等の根拠を明らかにされたい。

(二) 材料欠陥の検査精度について

(一) 蒸気発生器細管等の過電流探傷検査装置では溶接部や複雑な構造の部位および材料によつては、き裂か否かの判別およびその大きさの確定が困難である。強い放射線環境下にあるという原発特有の条件がひび割れの測定を一層困難にしている。これらの結果、検査技術者の経験と勘によって判断されるグレーゾーンが広く、き裂の大きさが過小評価される可能性がある。維持規格二〇〇〇ではき裂等の大きさが正確にわかることが前提であり、検査装置および検査方法を厳格に指定し、き裂等の大きさの計測精度を考慮した許容基準を具体的に定めておく必要がある。維持規格二〇〇〇にはそのような規定はないと思われるが、どうか。

(二) 東京電力が行っていたように、事業者内で書類に残らない検査ルールを作り、口述で引き継ぎ、一貫した不正を行えば、誰にも発見されないまま、ずさんな検査とすさまに「健全性評価」が事業者の中でもまかり通ることになる。このような不正を制度的にどのように防ぐのか、具体的に示されたい。電気事業者の抜本的な体質改善がない限り、電気事業者まかせの健全性評価基準を導入することは、検査体制の一層の骨抜

きにつながると思われるが、どうか。

(三) 原子力安全・保安院は経済産業省管轄の今まで、原子力推進行政と不可分一体であり、事業者の自主検査と健全性評価をチェックする体制もなく、立地自治体や原発周辺住民、さらには原発に批判的な国民の意見を反映させるシステムもない。四月に設立された独立行政法人原子力安全基盤機構は、電気事業者の定期自主検査体制を審査し、原子力安全・保安院が行うべき定期検査の一部を分担するが、この独立行政法人には、経済産業省役人が役員として天下りし、原子力メーカーなどの技術者が職員として派遣されている。電気事業者に対する検査や審査の大半がすべて原子力推進に利害のある身内だけで行われる体制がつくられるといえる。これでは、ずさんな検査体制に拍車がかかるのではないか。それでは、たとえ維持基準が現行の安全基準と同等のものとして作成されたとしても、厳格に運用されない可能性がある。そうなら明らかにされたい。

右質問する。

[別紙] 衆議院議員北川れん子君提出原子炉の健全性評価尺度(維持基準)に関する質問に対する答弁書

一の(一)について
発電用原子力設備の耐震性に係る基準については、現在、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十九条第一項の規定に基づき制定された発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号)以下「省令」という。第五条において、発電用原子力設備は過去の地震記録に基づく震害の程度等を基礎として求められる地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならないものと定めており、また、発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和五十六年七月原子力安全委員会決定。以下「耐震設計審査指針」という。)において、発電用原子力設備全体が設計の段階で耐震性の観点から問題のない構造強度を有していることを確認するための具体的基準を提示しているところである。

これに対し、現在、原子力安全・保安院において導入に向けた検討を進めている第百五十五回臨時国会における改正後の電気事業法(以下「改正電気事業法」という。)第五十五条第三項の規定による使用開始後の発電用原子力設備の健全性の評価(以下「健全性評価」という。)の基準においては、発電用原子力設備が耐震設計審査指針に定められた基準を満たして建設されていることを前提として、使用開始後の発電用原子力設備に発生したひび割れが当該設備全体の構造強度に影響を与えない程度の大きさのもので弁書を送付する。

内閣衆質一五六第四九号
平成十五年五月二十七日
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員北川れん子君提出原子炉の健全性評価尺度(維持基準)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一五六第四九号
平成十五年五月二十七日
内閣総理大臣 小泉純一郎

規格による使用開始後の発電用原子力設備の健全性の評価(以下「健全性評価」という。)の基準においては、発電用原子力設備が耐震設計審査指針に定められた基準を満たして建設されていることを前提として、使用開始後の発電用原子力設備に発生したひび割れが当該設備全体の構造強度に影響を与えない程度の大きさのもので

あって、当該ひび割れが地震の発生に際して拡大し設備の損壊に至らないことが確認できれば、耐震性の確保の観点から問題がないとの考え方の下、省令第五条に規定する耐震性の基準を使用開始後の発電用原子力設備において発生したひび割れに適用するための具体的な基準を提示することとしている。

このように、耐震設計審査指針と健全性評価の基準とは、その性格及び適用される場面が異なっていることから、政府としては、「維持基準では耐震設計審査指針で新設原発に要求される技術基準が満たされる、または、この技術基準を満たさない維持基準は導入しない」といった主張は行っていない。

なお、健全性評価の基準は、右に述べたようにならぬ、また、ひび割れが耐震設計審査指針によって担保される発電用原子力設備全体の耐震性に影響を与えないという前提で適用されるものであることから、その導入によって発電用原子力設備の「安全基準」の水準が新設時と使用開始などで異なるものとなることはない。

一の(一)について
「日本機械学会」維持規格(J-SME S N A 1-2000)に関する技術評価書(案)(以下「技術評価書案」という。)は、民間規格である発電用原子力設備規格維持規格J-SME S N A 1-2000(社団法人日本機械学会。以下「維持規格」)と「健全性評価」という。を健全性評価として採用することが適切であるかについて、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保

安部会原子炉安全小委員会(以下「原子炉小委員会」という。)及び原子炉小委員会の下に設置された基準評価ワーキンググループ(以下「基準評価ワーキンググループ」という。)における検討の結果を踏まえつつ、原子力安全・保安院において評価を行い、その結果を取りまとめて作成する技術評価書(以下「技術評価書」という。)の原案である。お尋ねの「耐震設計審査指針の専門家」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、原子炉小委員会及び基準評価ワーキンググループの構成は別紙のとおりであり、耐震工学、原子炉安全工学、地震学等発電用原子力設備の耐震設計に関係する分野の専門家が参加している。

一の(一)について
「日本機械学会」維持規格(J-SME S N A 1-2000)に関する技術評価書(案)(以下「技術評価書案」という。)は、民間規格である発電用原子力設備規格維持規格J-SME S N A 1-2000(社団法人日本機械学会。以下「維持規格」)と「健全性評価」という。を健全性評価として採用することが適切であるかについて、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保

官報(号外)

お尋ねの「原子力安全委員会との協議」については、法令上これを実施すべき根拠はないが、原子力安全・保安院としては、今後、技術評価書案に対する関係者からの意見等を踏まえつづ技術評価書の最終的な取りまとめを行い、これを原子力安全委員会に報告し、その意見を聞くことを予定している。

お尋ねの「安全裕度(マージン)を大きくとるべきとの問題提起」については、当該問題提起に対応するとの観点からの検討は行っていないが、原子力安全・保安院において技術評価書案を取りまとめる過程で、維持規格二〇〇〇における許容限界の設定について、適切な安全裕度が設けられていることを確認している。

一の(五)について
設備の固有周期が大きく変化する場合における当該設備に作用する地震力の変化を動的に解析する手法は確立されていないが、発電用原子力設備については、「原子力配管系の多入力振動実験報告書(その二)」(国立防災科学技術センター研究速報第七十九号)及び「機器・配管系の経年変化に伴う耐震安全裕度評価手法の研究報告書」(防災科学技術研究所研究資料第二百二十号)に示されている実験結果により、ひび割れが生じたとしても固有周期への影響はほとんどないことが確認されており、ひび割れが生じた設備についても、ひび割れがない状態の固有周期を前提として、設備に作用する地震力を過小評価することなく耐震性の評価を行うことが可能であると考えている。

二の(一)及び(二)について
維持規格二〇〇〇は、発電用原子力設備の使用開始後において検査等で発見されたひび割れを対象として評価を行うための手法を定めたも

のであり、検査装置、検査方法等について定めたものではないことから、維持規格二〇〇〇の適用に当たっては、事業者が行う検査において十分な精度が確保されることが前提となると認識している。このため、技術評価書案において、別紙二のとおり、維持規格二〇〇〇を適用するに当たり検査精度の確保等のため事業者が遵守すべき事項を示したところであり、これらのことについては、今後、検討を進めてまいりたい。

三の(一)及び(二)について

改正電気事業法第五十五条第四項の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)が同条第一項の規定による事業者の定期事業者検査(健全性評価を含む。以下同じ。)の実施に係る組織、検査の方法、工程管理等についての審査を行うこととされており、定期事業者検査を実施する事業者について、当該審査の実施を通じて、検査に係る経営者の責任の明確化、検査部門から独立した監査部門の整備等不正が起きにくい社内体制の整備が実現することとなるよう、平成十五年十月に予定している同条の施行に向けて、現在、関係規定の整備等について検討を進めているところである。また、改正電気事業法第百十七条の二における定期事業者検査の結果について虚偽の報告をした場合等の罰則が規定されており、これらによって、事業者による定期事業者検査の適切な実施が確保されるものとを考えている。

三の(三)について

別紙一
原子炉小委員会名簿(平成十五年三月二十五日現在)

委員長	班目 春樹 青山 博之	東京大学大学院工学系研究科教授 東京大学名譽教授
阿部 勝征	朝田 泰英	東京大学地震研究所教授
阿部 清治	石川 迪夫	日本原子力研究所安全性試験研究センター長
大橋 芳明	石塚 信	財団法人原子力発電技術機構技術顧問
岡川 上	石野 葉	財団法人原子力安全技術センター客員研究員
近藤 正詮	斯波 泰	東海大学工学部教授
辻川 茂男	辻川 茂男	東京大学大学院工学系研究科教授
宮 健三	宮崎 健次	財団法人原子力研究バックエンド推進センター顧問
吉川 榮和	吉川 榮和	東京大学大学院工学系研究科教授
安藤 弘昭	安藤 弘昭	東京大学大学院工学系研究科教授
岸 輝雄	岸 輝雄	財團法人発電設備技術検査協会法定業務室長
庄子 哲雄	庄子 哲雄	独立行政法人物質・材料研究機構理事長
鈴木 雅秀	鈴木 雅秀	慶應義塾大学大学院理工学研究科教授
関村 直人	関村 直人	近畿職業能力開発大学校校長
野本 敏治	野本 敏治	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
和田 雄作	和田 雄作	東京大学大学院工学系研究科教授
素技術開発部長	東京大学大学院工学系研究科教授	東京大学大学院工学系研究科教授
	東京大学大学院工学系研究科教授	東京大学大学院工学系研究科教授
	東京大学大学院工学系研究科教授	東北大学大学院工学研究科教授
	日本原子力研究所東海研究所原子炉安全工学部機器信頼性研究室長	日本原子力研究所東海研究所原子炉安全工学部機器信頼性研究室長

については、平成十五年十月に設立される予定であるが、原子力施設の検査等の事務に電気事業者等からの出向者を充てないようにするなど原子力安全規制の被規制者からの独立性及び中立性を確保するための措置を講じていくことを予定している。また、三の(一)及び(二)について述べたように、制度的にも定期事業者検査の適切な実施を確保するための仕組みが整えられており、「ずさんな検査体制に拍車がかかるのではないか」「維持基準が(中略)厳格に運用されない可能性がある」との御指摘は当たらないと考える。

別紙二 日本機械学会「維持規格（J SME S NA1—2000）」に関する技術評価書（案）からの抜粋

5. 維持規格適用に当たっての条件

維持規格による発電用原子力設備の健全性評価が適切に実施されるために、当該規格を活用するに際して必要となる条件を明確にし、事業者に対してこれを遵守するよう求める必要がある。このため、健全性評価制度に係る関係省令や審査基準等を整備する際ににおいて、以下の事項を維持規格の適用に関する条件として具体化することが必要であると考える。

5. 1 非破壊試験の実施

(1) 非破壊試験の実施方法

欠陥の検出及び欠陥寸法の測定を目的とした非破壊試験が適切かつ十分な精度を以て実施されることが、欠陥評価の前提条件である。このため、事業者は、非破壊試験の実施に当たって、欠陥の検出、欠陥の長さ及び深さの測定にそれぞれ適した試験方法を選択し、その試験方法が十分な精度を有することを予め確認する必要がある。

また、事業者は、非破壊試験を実施する者（試験員）が当該試験を行うための十分な能力を有していることを確認することが必要である。その際、例えば、当該試験員が、①非破壊試験に必要な能力を証明する資格認定を受けていること、②適切な頻度でその能力維持に必要な講習や訓練を受けていること等を確認して判断すべきである。

(2) SUS 316 (LC) 材を用いた原子炉再循環系配管の探傷試験

SUS 316 (LC) 材を用いた原子炉再循環系配管について、超音波探傷試験により検査を行う場合には、十分な検査精度を確保することが必要である。超音波探傷試験法による欠陥長さの測定には、斜角法と二次クリーピング法を組み合わせることにより精度よく測定できるものと考えられるが、欠陥深さの測定に際しては、SUS 316 (LC) 系ステンレス鋼に発生する応力腐食割れが母材から溶接部に向かって進展し溶接金属内に存在する可能性があることを認識して探傷するとともに、溶接金属内の探傷に適した超音波探傷法を新たに導入することにより、検査精度の確認・向上が求められる。

このため、事業者は、上記の改善された方法について、国内の実証試験で確認されている精度（実測との誤差に係る標準偏差の2倍（ 2σ ）として最大でも約4.4mm以内であること）と同等であることを実証し信頼性を確認した上で、実機に適用することが必要である。

また、超音波探傷試験法以外の方法を用いる場合にあっても、十分な検査精度を確認した上で、適用することが必要である。

(3) 欠陥の検出に伴う追加試験

供用期間中検査の非破壊試験により、検査対象機器において有意な欠陥指示が確認された場合は、当該検査の対象箇所に含まれていない類似箇所においても欠陥が存在する可能性があることから、事業者は、当該検査の期間中に類似箇所に対する追加的な非破壊試験を行う必要がある。この追加試験では、当該機器について当初計画され

ていた試験の数量に等しい箇所数又は範囲を対象とすべきである。

また、追加試験において更に欠陥が検出された場合には、材料や使用条件等の類似性を考慮して、当該機器において、同種の欠陥等が発生する可能性が高いと判断されるすべての箇所について試験を行うことが必要である。

5. 2 第一段階の欠陥評価 (E B—1 0 2 0 等) に係る事項

(1) 評価不要欠陥の取扱

維持規格においては機器の設計繰り返し荷重 (60年) を想定し、その間成長する欠陥の大きさを予想して評価不要欠陥を定めているが(維持規格解説(II)—1—4ページ参照)、60年という期間は、評価不要欠陥寸法を定めるための前提条件であることから、検出された欠陥が評価不要欠陥寸法以下であることを以て、当該機器が60年間継続使用できるものと解してはならないということを十分に認識する必要がある。

(2) 評価不要欠陥に対する監視

維持規格に規定される方法により評価不要欠陥と判定された場合であっても、近傍にある複数の欠陥が合体し進展するおそれがある場合などについては、事業者は、ある一定の期間内において技術的に妥当と認められる頻度で当該箇所を繰り返し監視する定点サンプリングを実施することが必要である。

(3) 応力腐食割れ (S C C) による欠陥の評価

S C Cによる欠陥に対しては、維持規格においては評価不要欠陥の適用は認められていないため、事業者は、検出された欠陥を評価不要欠陥と評価する際には、当該欠陥がS C Cによるものでないとする技術的根拠を明確にし、その根拠及び結果を記録して保存することが必要である。

5. 3 継続使用機器の監視

き裂進展評価及び破壊評価 (E B—3 0 0 0、E B—4 0 0 0 及びE B—5 0 0 0) の結果に基づき、一定期間の継続使用が認められた場合であっても、当該欠陥の進展予測の妥当性を確認するために、事業者は、継続検査の実施計画を策定して、当該期間中に、技術的に妥当と認められる頻度で継続的に、当該欠陥を監視することが必要である。

5. 4 評価の再実施

維持規格では、進展予測に際しての荷重の発生回数を、設計時の条件ではなく、運転実績に基づいて設定しているが、この場合、欠陥の進展予測結果が運転実績に影響されることとなる。これは、現実的な方法であるが、その一方、必ずしも将来予測を行う条件として十分であるとは限らない。このため、事業者は、運転実績だけに限らず、設計時の条件と運転期間を基に設定するというA S M E Boiler and Pressure Vessel Code Section XIの考え方を考慮して定めることが必要である。

また、事業者が設定した荷重の発生回数を超えたとき、進展予測の評価の前提として

官 報 (号 外)

平成十五年四月十五日提出
質問 第五七号地下駅における火災対策設備の現況に関する
質問主意書

提出者 長妻 昭

地下駅における火災対策設備の現況に関する
質問主意書

韓国の地下鉄火災を受けて、国土交通省が調査した「地下駅における火災対策設備の現況」(以下、本調査といふ)についてお尋ねする。

一 火災対策基準の適合状況の中で、地下駅総数六八四駅のうち、火災対策基準に適合していないものは二六八駅ある。

二六八駅、それぞれの駅について、お尋ねする。

- 1 本調査で指摘された、それぞれの駅の不適合事項はいつまでに改善するのか。駅ごとにそれぞれに、期限(年月)を明示願いたい。
- 2 1でお尋ねした不適合事項を改善するに当たり、事業者の責任者の役職名を駅ごとに明示されたい。
- 3 政府として、二六八駅もの駅で不適合事項を指摘されたことに関する、感想と今後の取組みをお示し願いたい。

- 二 地下駅の安全性基準は昭和五〇年に定めたものと聞いている。
1 新しい安全基準はいつまで(年月)、だれが責任者となって、策定するか。

官報(号外)

2 地下駅の著しい安全基準の不適合には、罰則適用規定も必要と考えるか否か。

三 本調査は毎年実施すべきと考えるがいかがか。実施するのであれば、毎年何月に公表するか。右質問する。

内閣衆質一五六第五七号

平成十五年五月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出地下駅における火災対策設備の現況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出地下駅における火災対策設備の現況に関する質問に対する答弁書

弁書

一の1について

御指摘の国土交通省の調査〔地下駅における火災対策設備の現況について〕。以下「本件調査」という。によって現在の火災対策基準〔地下

鉄道の火災対策の基準について〕〔昭和五十年一月三十日付け鉄総第四十九号の二運輸省鉄道監督局長通達〕及び〔地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて〕〔昭和五十年二月十四日付け鉄土第九号運輸省鉄道監督局民営鉄道部土木電気課長通達〕をいう。以下同じ。に一部適合し

てないことが判明した地下駅の火災対策設備の整備については、現在、各鉄道事業者においてその方法及び時期を検討しているところである。それらを地下駅ごとに明示することは困難である。

右に述べた火災対策設備の整備についての責任者は、各鉄道事業者からの報告によれば、地下駅ごとではなく、鉄道事業者ごとに存在しており、その役職名は、別表のとおりである。

一の2について

国土交通省においては、今回の韓国の地下鉄火災事故にかんがみ、地下駅の火災対策の一層の充実を図る必要があると考えており、その旨を地下駅を有するすべての鉄道事業者に指導したところである。また、本件調査によって現在の火災対策基準に一部適合していないことが判明した地下駅を有する鉄道事業者について現在、今後、適宜、その火災対策設備の整備の状況を把握することとしている。

一の3について

お尋ねの「地下駅の安全性基準」とは、火災対策基準のことを指すものと解されるが、国土交通省において、地下鉄道の火災対策について総合的な検討に着手したところであり、現在の火災対策基準についても、この検討の結果を踏まえて、適切に対応していくべきだ。

二の2について

地下駅の火災対策基準への適合については、鉄道施設の工事施行認可及び鉄道施設の変更認可並びに工事完成検査の際に確認することとしているが、工事完成検査に合格していない地下駅を使用させる等の行為をした者には、罰則が適用され得る。なお、現在の火災対策基準に一部適合していないことが判明した地下駅の火災対策設備については、工事施行認可等の時点では、火災対策基準が存在していなかったか、又

は当時の火災対策基準に適合していたと認められたものである。

三について

本件調査によって、今般すべての地下駅について現在の火災対策基準への適合状況を把握することができたことから、今後は、本件調査の結果を踏まえ、現在の火災対策基準に一部適合していないことが判明した地下駅の火災対策設備の整備の状況を適宜、把握し、公表していくたい。

別表	鉄道事業者名	責任者の役職名
帝都高速度交通営団	総合安全・技術室長	
札幌市交通局	交通事業管理者	
東京都交通局	電車部参事(安全管理担当)	
横浜市交通局	運行安全等担当部長	
名古屋市交通局	技術本部施設車両部長	
大阪市交通局	理事兼建設技術本部技術部長	
京成電鉄株式会社	常務取締役鉄道本部長	
小田急電鉄株式会社	常務取締役交通事業本部長	

東京急行電鉄株式会社	常務取締役鉄道事業本部長
名古屋鉄道株式会社	鐵道事業本部土木部土木課長
近畿日本鉄道株式会社	鐵道事業本部長
京阪電気鉄道株式会社	常務取締役鉄道事業統括責任者
阪急電気鉄道株式会社	鐵道技術部長
阪神電気鉄道株式会社	代表取締役専務取締役鉄道事業本部長
神戸電鉄株式会社	鉄道事業本部技術部長
神戸高速鉄道株式会社	技術部長
北大阪急行電鉄株式会社	鉄道部長
広島高速交通株式会社	現在の火災対策基準に一部適合していないとされた施設が、鉄道施設以外のものであることが本件調査の後に判明したため、本欄に記載すべき者はいない。

平成十五年五月二十九日提出 質問 第七七号	りそなグループによる公的資金の注入申請に 関する質問主意書	りそなグループによる公的資金の注入申請に 関する質問主意書
提出者 長妻 昭	してお尋ねする。	一 りそなへの公的資金の注入額と注入方法(普通 通株、優先株等)はいかなるものか。
内閣衆質一五六第七七号	二 りそなには過去二回の公的資金の注入がなさ れており、今回は三度目である。過去二回の公 的資金の注入は失敗だったのか。過去二回の公 的資金注入に関して十分であったのか。どのよ うな評価をしているのか。	三 りそなには過去二回の公的資金の注入がなさ りそなグループによる公的資金の注入申請に 関する質問主意書

衆議院議長 紹貴 民輔殿 小泉純一郎	れおり、今回は三度目である。金融当局及び 政府に責任はあるとお考えか。
	五 金融庁は、今回りそなの自己資本比率四% 割れを予測していたか。いつの時点で予測した か。また四%割れを認識したのはいつの時点 か。
	六 金融庁は、本年一月までりそなに検査に入っ ていたと聞く。この検査で、自己資本の脆弱を なぜ見抜けなかったのか。
	七 りそなの株主責任をどう考えるのか。実質減 資はすべきか否か。

八 りそなは再度不良債権を自己査定するか。す
るとすれば、前の査定との乖離を公表すべきと
考へるがいかがか。

九 りそなの不良債権を、RCCや産業再生機構
に売却する際に、どのような考え方、基準で R
CCと産業再生機構、双方売却先を仕分けする
か。

十 主要行では、自己資本がBIS基準を下回る
銀行は今後二年以内には、有り得ないか否か。
右質問する。

一一 金融機能の安定化のための緊急措置に関する
法律(平成十年法律第五号)及び金融機能の早期
健全化のための緊急措置に関する法律(平成十
一年法律第百四十三号)に基づき、旧株式会社大
和銀行、旧株式会社あさひ銀行及び株式会社近
畿大阪銀行の三行に対して、合計一兆千六百八
十億円の株式等の引受け等を行っており、りそ
な銀行が再度同様の措置を必要とするこ
とになったことについては、極めて遺憾であると考
えている。今般の預金保険法第百二条第一項に
基づく認定は、同法の趣旨に沿って、我が国及
びりそな銀行が業務を行っている地域の信用秩

衆議院議員長妻昭君提出りそなグループによる
公的資金の注入申請に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

〔別紙〕

序の維持に極めて重大な支障が生ずることを未然に防ぐために行つたものであり、政府としては、責任を持つて、今後とも、金融システムの安定を確保していくとともに、預金者の保護と信用秩序の維持に万全を期すこととしている。

四について

金融危機とは、預金保険法第百一条第一項に規定する「我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障」が生じている事態をいうと考える。りそな銀行の本年三月期における自己資本比率は、銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成五年大蔵省告示第五十五号)に規定する国内基準を下回ることとなつたが、預金の流出や市場性資金の調達困難といった事実は認められておらず、金融危機は生じていない。このような事態を放置した場合には、金融危機が生ずるおそれがあることから、金融危機を未然に防ぐため、今般、万全の措置をとることとしたものである。

五について

金融厅は、個別金融機関の自己資本比率の予測を行っていない。りそな銀行から、同行と監査法人との意見交換の状況について本年五月六日に連絡があつたが、自己資本比率が四パーセントを下回ることについては、同行の取締役会決議を経て業績予想修正を行うとの連絡を同月十七日に受け、同日、銀行法(昭和五十六年法

律第五十九号)第二十四条第一項に基づき本年三月期決算の報告を求め、正式に確認したところである。

六について

分割・合併前の旧株式会社大和銀行に対しては、平成十四年十一月三日から本年二月二十四日までの間、立入検査を実施し、平成十四年九月期の自己査定の正確性、償却及び引当ての適切性、自己資本の状況等について検証を行ったところであり、現在、検査結果の取りまとめを行っているところである。

いずれにせよ、個別の金融機関の検査内容の詳細については、将来の検査一般において、正

確な事実の把握を困難にするなど検査の実効性を損ねるおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

なお、一般に金融機関に対する検査においては、業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、その業務又は財産の状況について的確な実態把握に努めているところであり、仮にリスク管理態勢等の問題点を把握した場合は、検査結果通知において指摘することとしている。

七について

預金保険法第百五条第三項において、金融機関から提出される経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、株主責任の明確化のための方策等の実行が見込まれることが株式等の債務者のうち、主としていわゆるメインバン

引受け等の要件とされている。また、預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)第二十一条において、経営の健全化のための計画に定める方策として、配当等により利益が流出しないための方策等が掲げられている。株主責任の明確化のためにどのような方策をとるかについては、今後、りそな銀行から経営の健全化のための計画が提出された後に、これらの規定に従い、審査を行うこととなる。減資を行うべきかどうかについては、いずれにせよこれが株主責任の明確化のための方策として行われることはないと考えている。

すなわち、株式会社整理回収機構は、再建計画の有無にかかわらず買取り申込みを受けた個別の債権を取り扱い、その回収等を行う中で債務者の再生に努めるのに対し、株式会社産業再生機構は、まず債務者の再生を目的として、再生の可能性が高いと判断される債務者に係る債権を一括して買取り扱うという違いがある。

八について

金融機関が行う自己査定は、適正な財務諸表を作成するために必要となる、適切な償却及び引当てを行うための準備作業であり、決算期末において保有する資産についてその毀損の程度を判定するものである。りそな銀行においては、本年三月期の財務諸表を作成するための自己査定は既に終了していることから、現時点で、再度当該自己査定を行うとは聞いていない。

九について

いわゆる主要行を含め、個別金融機関の自己資本比率の予測は行っていない。

平成十五年五月二十日提出
質問 第七七八号

生命保険の予定期率の破綻前引き下げに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

生命保険の予定期率の破綻前引き下げに関する質問主意書

株式会社整理回収機構は、原則として、破綻先、実質破綻先又は破綻先に区分される債務者の債権を金融機関から買い取る。他方、株式会社産業再生機構は、要管理先等に区分され

る債務者のうち、主としていわゆるメインバンクと債務者との間で再建計画が合意されつつあること等により再生可能と判断される債務者の債権を、原則としてメインバンク以外の金融機関から買取り扱う。

一 生命保険の予定期率を破綻前に引き下げる法

案は必要と考えるか。

八について

終身保険の予定利率別契約者数は、複数件の保険契約に加入している保険契約者が存在するることもあり、把握が困難であるが、契約件数に

産の状況の予測を示す書類等を添付することが義務付けられており、保険会社において保険契約者の理解を得るために必要な情報開示が行われるものと考えている。

とができる」としたところである。

く。)」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「もより」を「最寄り」に改め、同条に次の二項を加える。

については、全社合計で終身保険一千百十四万八千件のうち、予定利率三パー セント以上の契約が大宗を占める平成七年度以前の件数が五百二十九万二千件、三パー セント未満の契約が大宗を占める平成八年度以降の件数が五百八十五万六千件となっている。

また、基金や劣後債務の取扱い、経営責任について、契約条件変更手続において、保険会社・保険契約者の間の手続の中で適切に対応されるべき問題であると考えられ、改正案では、保険契約者に対する通知等において、基金等の

疑いに関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年九月十日までに答弁する旨の国
会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

卷之四

別の予定利率別契約高を把握していないが、全社合計で終身保険八十五兆一千十億円のうち、予定利率三パーセント以上の契約が大宗を占める平成七年度以前の契約に係る金額が五十二兆一千百六十億円、三パーセント未満の契約が大宗を占める平成八年度以降の契約に係る金額が三一二兆九千八百五十億円となっている。

契約条件変更手続は、個々の保険会社について行われるものであり、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難となる蓋然性があり、保険契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない理由があるかについて、個々の保険会社ごとに判断を行つこととな

右
国会に提出する。
平成十五年三月十一日
内閣総理大臣
航空法の一部を改正する法律
航空法(昭和二十七年法律第一百
部を次のように改正する。

三十一号)の一
件

小泉純一郎

対し、国土交通省令で定めるところにより、当該行為を反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができる。

第七十三条の三を第七十三条の四とし、第七十三条の二の次に次の見出し及び一条を加える。

(安全阻害行為等の禁止等)

第七十三条の三 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者等によっては危険を及ぼす、当該航空

対し、国土交通省令で定めるところにより、当該行為を反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができる。

第七十三条の三を第七十三条の四とし、第七十三条の二の次に次の見出し及び一条を加える。

(安全阻害行為等の禁止等)

第七十三条の三 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以

生命保険会社各社は、多種多様な保険契約を

保有していること等から、保険金の減少額の総額を予想することは困難である。

一及び十四について

契約条件変更手続を行う場合の情報開示に関する規定では、改正案では、保険契約者に対する通知等において、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財

平成十五年五月二十九日 衆議院会議録第二十五号
議長の報告 航空法の一部を改正する法律案及び同報告書

定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を
通報することができる。

第一百一条第一項第五号ニ「一に」を「いずれか
に」に改め、同号に次のように加える。
本会社であつて、その持株会社(私的独占
の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五
項第一号に規定する持株会社をいう。)その
他の当該会社の経営を実質的に支配してい
ると認められる会社として国土交通省令で
定めるもの(以下「持株会社等」という。)が

第四条第一項第四号に該当するもの
第一百十条中「昭和二十二年法律第五十四号」を
削除する。

第一百十条中「至つたとき」の下に、「又は会社
である本邦航空運送事業者の持株会社等が同項第
四号に掲げる者に該当するに至つたとき」を加
え、「その者」を「当該本邦航空運送事業者」に改め
る。

第一百一十条の二中「本邦航空運送事業者」の下に
「及びその持株会社等」を加える。

第一百一十九条第一項中「第四条第一項各号」を
「第一百一項第五号イ又はホ」に改める。
第一百五十条中「一に」を「いずれかに」に改め、第
五号の一の次に次の一号を加える。

五の三 第七十二条の四第五項の規定による命
令に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一百一条第一項第五号、第
百十一条、第一百二十条、第一百二十条の二及び第一百
二十九条第一項の改正規定並びに次条及び附則
第三条の規定は、公布の日から起算して十日を
経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書の規定の施行の際現にこの
法律による改正前の航空法第百条第一項の許可
を受けて航空運送事業を經營している会社の持
株会社等が前条ただし書の規定の施行の日にお
いてこの法律による改正後の航空法(以下「新
法」という。)第四条第一項第四号に掲げる者に
該当する場合における当該航空運送事業を經營
している会社に係る航空運送事業の許可の失効
については、前条ただし書の規定の施行の日か
ら起算して三月を経過する日までの間は、新法
による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における航空輸送をめぐる経済社会情勢の
変化に確に対応するため、航空機内における安
全阻害行為等を禁止し、処罰する等の措置を講ず
ることにより航空機の航行の安全を図るととも
に、航空運送事業の許可の要件としてその申請を
行う会社の持株会社等の代表者が外国人でないこ
と等の事由を追加することにより航空運送事業に
係る我が国の権益を確保する等の必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

- 1 航空機内にある者は、当該航空機の安全を
害し、当該航空機内にあるその者以外の者若
しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の
秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反
する行為(以下「安全阻害行為等」という。)を
してはならないこと。
- 2 機長は、航空機内にある者が、安全阻害行
為等のうち、特に禁止すべき行為として国土
交通省令で定めるものをしたときは、当該行
為を反復し、又は継続してはならない旨の命
令をすることができること。
- 3 2の命令に違反した者を五十万円以下の罰
金に処すること。
- 4 航空運送事業の許可の要件として、申請者
の持株会社等についても、議決権の三分の一
以上を外国人等が占めないこと等を追加する
こと。
- 5 有視界飛行方式で飛行する際に必要な飛行
計画の通報について、あらかじめ飛行計画を
通報することが困難な場合として国土交通省
令で定める場合には、飛行を開始した後で
も、通報することができる。
- 6 この法律は、公布の日から起算して六月を
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行すること。ただし、4については、公布
の日から起算して十日を経過した日から施行
すること。

次のとおりである。

第三条 前条の規定によりなお従前の例による
ととされる場合において、同条の持株会社等
が、その株式を取得した新法第四条第一項第一
号から第三号までに掲げる者から、その氏名及
び住所を株主名簿に記載し、又は記録すること
の請求を受けたときにおける新法第一百二十条の

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出) に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における航空輸送をめぐる経済
社会情勢の変化に確に対応するため、所要の
措置を講じようとするもので、その主な内容は

一 議案の修正議決理由

本案は、最近における航空輸送をめぐる経済社会情勢の変化に的確に対応するための措置として妥当なものと認めるが、機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示として、「航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為」を加えること、及び政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法第七十三条の四第五項の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「もより」を「最寄り」に改め、同条に次の二項を加える。

5 機長は、航空機内にある者が、安全阻害行為等のうち、乗降口又は非常口の扉の開閉装置を操作する行為^{(○行為であつて、他の○當該航空機の安全の保持、當該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は當該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために特に禁止すべき行為として國土交通省令で定めるものをしたときは、その者に対し、國土交通省令で定めるところにより、當該行為を反復し、又は継続してはならぬ旨の命令をすることができる。}

右報告する。

平成十五年五月二十七日

国土交通委員長 河合 正智

[別紙]

(小字及び
は修正)

第七十三条の三の見出しを削り、同条第一項中「當該航空機の安全を害し、當該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、當該航空機内の秩序をみだし、若しくは當該航空機内の規律に違反する行為をし、又はこれらの行為

を」を「安全阻害行為等をし、又は」に、「その他これら

の行為」を「その他安全阻害行為等」に改め、「措置」の下に「(第五項の規定による命令を除く。)」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「もより」を「最寄り」に改め、同条に次の二項を加える。

て、この法律による改正後の航空法(以下「新法」という。)第七十三条の四第五項の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十三条の四第五項の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

所を株主名簿に記載し、又は記録することとの請求を受けた場合には「とする」。

罰則に関する経過措置

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別紙

第三条(附則第一条)
前条ただし書の規定の施行の際現にこの法律による改正前の航空法第一百条第一項の許可を受け航空運送事業を經營している会社の持株会社等が前条ただし書の規定の施行の日においてこの法律による改正後の航空法(以下「新法」という。)第四条第一項第四号に掲げる者に該当する場合における當該航空運送事業を經營している会社に係る航空運送事業の許可の失効については、前条ただし書の規定の施行の日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第一百二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 機内安全阻害行為等の実態把握を引き続き行い、公表する等の措置を講じるとともに、航空法及び同法施行規則を、社会情勢の変化に応じて適切な見直しを行うよう努めること。その際、航空機内のすべての場所においての喫煙及び他の旅客へのセクシアル・ハラスメント等の航空機内の秩序を著しく乱す行為に対する罰則の適用を含めて検討を加えること。

二 機内安全阻害行為等に対する罰則については、法律の施行までに広く一般に周知の徹底を図り、啓発に努めること。

三 機長や乗務員の権限の濫用を避ける観点から、ガイドラインを作成する等の必要な措置を講じること。

四 航空運送事業者の持株会社の經營状況及び財務状況の健全性と航空安全・公共性が確保され

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一百一条第一項第五号、第一百十条、第一百二十条、第一百二十条の二及び第一百二十九条第一項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(検討)

第一條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において

うよう努めること。

五 飛行計画に係る事前通報義務の緩和について
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月十八日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 綿貫 民輔殿

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案 （内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の改正に伴い、船舶所有者がその責任を制限することができる油濁損害の賠償責任の限度額を引き上げる必要があるため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 油濁損害に係る船舶所有者の責任限度額を約五十パーセント引き上げること。

2 この法律は、平成十五年十一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の改正に伴い、船舶所有者がその責任を制限することができる油濁損害の賠償責任の限度額を引き上げるために改め、同条第一号中「三百萬倍」を「四百五十一萬倍」に改め、同条第二号中「四百二十倍」を「六百三十倍」に、「五千九百七十万倍」を「八千九百七十七万倍」に改める。

第六条第一号中「三百萬倍」を「四百五十一萬倍」に改め、同条第二号中「四百二十倍」を「六百三十倍」に、「五千九百七十万倍」を「八千九百七十七万倍」に改める。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、平成十五年十一月一日から施行する。

（経過措置）
2 この法律の施行前に油濁損害の原因となつた最初の事実が生じた場合における当該油濁損害については、なお従前の例による。

平成十五年五月二十七日

参議院議長 綿貫 民輔殿
国土交通委員長 河合 正智

海上衝突予防法の一部を改正する法律案
（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

右の内閣提出案は本院において可決した。

第三十三条第二項中「長さ十一メートル未満の

本案は、千九百七十二年の海上における衝突

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年四月十八日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 綿貫 民輔殿

船舶は、前項の汽笛及び号鐘」を「長さ二十メートル未満の船舶は、前項の号鐘（長さ十二メートル未満の船舶にあつては、同項の汽笛及び号鐘）」に改める。

第三十五条第一項中「第十二項まで」を「第十三項まで」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「前項まで」を「第十項まで（第六項及び第九項を除く。）」に改め、同項ただし書中「他の」の下に「手段を講じて」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 長さ十二メートル以上二十メートル未満の船舶は、第七項及び前項の規定による信号を行うことを要しない。ただし、その信号を行わない場合に、二分を超えない間隔で他の手段を講じて有効な音響による信号を行わなければならぬ。

第四十一条第二項中「水上航空機」を「水上航空機等」に改める。

二 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

三 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

四 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

五 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

六 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

七 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

八 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

九 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

十 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

十一 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

十二 附 則

この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

十三 附 則

の予防のための国際規則の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等の必要があるため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 号鐘を備えることを要しない船舶の範囲を、長さ十二メートル未満の船舶から長さ二十メートル未満の船舶に拡大すること。

2 その有する速力が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船として特殊高速船を定義し、その航法を規定すること。

3 この法律は、平成十五年十一月二十九日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等のための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年五月二十七日

国土交通省貿易長 河合 正智
衆議院議長 総務 民輔殿

地方自治法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年三月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十八条を次のように改める。

第一百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内

部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遲滞なく、その要旨を他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

五百八十二条の五第四項中「当つては」を「当つては」に改め、「第二項若しくは第六項又は第七項」を削り、「局部若しくは分課又は部課の組織」を「内部組織」に改める。

5 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

指定管理者の指定は、期間を定めて行うもの

める。

第二百四十四条第二項中「普通地方公共団体」の下に「(次条第三項に規定する指定管理者を含む。)」を加える。

第二百四十四条の二第三項中「その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託する」を「法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせる」に改める。

第二百四十四条の二第六項中「委託に係る」を「、指定管理者の管理する」に、「管理受託者」を「指定管理者に係る」を「当該委託に係る」を「当該管理の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「管理受託者(前項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。)に当該」を「指定管理者にその管理する」に、「当該管理受託者」を「当該指定管理者」に改め、同項を同条第三項の次に次の四項を加える。

二条の四十二第一項中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

第二百四十四条の二に次の一項を加える。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

12 指定管理者は、この法律の施行の日から三月までに、(施行期日)

とする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

第二百四十四条の二に次の一項を加える。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

12 指定管理者は、この法律の施行の日から三月までに、(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

(土地收回法の一部改正)

第三条 土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「局部」を「内部組織」に改める。

第四条 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部改正

第四条 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の見出し中「委託する」を行ふ

る」に改め、同条中「の規定により委託し」を「に規定する指定管理者に管理を行わせ」に、「当該管理を委託される者に当該委託」を「当該指定管理者に当該管理の業務」に改める。

理由

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るた

め、地方分権改革推進会議の意見にのっとり、都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、

公の施設の管理の委託に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

のとなるよう十分配慮しなければならないものとすること。

（四）指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすること。

（三）普通地方公共団体の長は、（一）の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に届け出なければならないものとすること。

（五）普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないものとすること。

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方分権改革推進会議の意見にのっとり、都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

（一）都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするとともに、公の施設の管理に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

（二）都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

（三）都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

（四）都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

（五）都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

（一）普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができるものとすること。

（二）指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するることを拒んではならないものとするとともに、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないものとすること。

（三）（一）の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとす

ること。

（四）指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすること。

（五）普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないものとすること。

（六）指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないものとすること。

（七）普通地方公共団体は、指定管理者が第一百四十四条の二第十項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することができるものと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部又は一部の停止を命ずること

ができるものとすること。

（八）その他所要の規定の整備を行うこと。

（九）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（十）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十一）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十二）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十三）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十四）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十五）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十六）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十七）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十八）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（十九）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十一）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十二）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十三）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十四）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十五）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十六）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十七）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十八）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（二十九）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十一）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十二）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十三）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十四）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十五）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十六）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十七）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十八）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（三十九）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十一）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十二）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十三）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十四）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十五）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十六）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十七）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十八）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（四十九）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十一）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十二）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十三）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十四）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十五）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十六）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十七）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十八）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（五十九）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（六十）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（六十ー）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（六十ーー）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（六十ーーー）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（六十ーーーー）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとす

ること。

（六十ーーーーー）この法律の施行の際現に改正前の地方自

成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び

官 報 (号 外)

べき管理を委託している公の施設について
は、この法律の施行の日から起算して三年
を経過する日(その日前に改正後の地方自
治法第二百四十四条の二第三項の規定に基
づき当該公の施設の管理に係る指定をした
場合には、当該指定の日)までの間は、な
お従前の例によるものとすること。

- (三) その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図る
ため、都道府県の局部数の法定制等の廃止等を
行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決
すべきものと議決した。

右報告する。

平成十五年五月二十七日

総務委員長 遠藤 武彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

官 報 (号 外)

平成十五年五月二十九日 衆議院会議録第三十五号

明治三十三年五月三十日
郵便物認可

発行所
二東京一 独立番都〇 行政法 人國立印 刷局
四号港区虎ノ門二五 丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二 二五〇円)